

議会運営委員会記録

1. 期日 平成 29 年 12 月 8 日(金) 開会 16 時 45 分
閉会 16 時 53 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題
①平成 30 年二宮町議会定例会予定表(案)について
②委員長報告に対する表決について
4. 出席者 杉崎委員長、渡辺副委員長、前田委員、二宮委員、野地委員、添田委員
二見議長
事務局 戸丸事務局長、和田庶務課長、鈴木主任主事
傍聴議員 5 名
一般傍聴者 0 名
5. 経過

議長あいさつ

① 平成 30 年二宮町議会定例会予定表(案)について

委員長 前回の議会運営委員会で定例会について、執行者側に投げかけたのでその説明を課長から願います。

庶務課長 執行者側の要望については、一般質問と予算・決算の間に、1 日休会が欲しいということだった。総括質疑前の休会が 2 日間あったのを、1 日に減らしてくれないかと議会運営委員会側からの要請だった。執行者側からは、1 日減らされてしまうと、答弁書の作成や準備が間に合わないが、事項別説明送信日の日程を前倒しであれば可能であるということだった。議会側としては、一般質問と予算・決算の間に、休会が 1 日欲しいとの主張は変わらないが、その代わりに総括質疑の提出期限を前倒しするのは構わないというのが逆提案だった。それを執行者側に投げたところ、その要求ならば、のめるとのことだった。資料の 3 月、9 月をご覧いただきたい。今まで無かったことだが、総括質疑の締め切りが記載されている。一般質問の前日の 17 時までに総括質疑の通告書をいただければ、その後会期が始まる 1 日前に打ち合わせができるため、総括質疑前の休会は、1 日でも構わないとのことだった。そうなると、一般質問と予算決算特別委員会の前にこちらの望み通り休会を入れることができるという結果になり、これで了承願いたいとのことだった。

委員長 この案について、意見のある方はいるか。

野地 2、3 回繰り返した後で、それぞれの要望が入っている。これでやってみるのがよろしいかと思う。

委員長 他の委員の方は何かあるか。無ければ配付した案でやりたいと思う。これでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

② 委員長報告に対する表決について

委員長 委員長報告に対する表決について、課長より説明願う。

庶務課長 昨日メールでもお知らせしたが今回は陳情の結果について、委員長報告の結果が本会議で逆転するということが予想できた。その採決の方法について、県の議長会に確認した。委員長報告が不採択で、それを本会議で決をとった場合、不採択に賛成の人、委員長報告に賛成の人だけが立つ。その残りの人が、多数の場合、イコール採択としてみなしてよいかとの確認をした。その結果、それはできないということだった。議会の運営においては、可とするものを諮るという原則がある。委員長報告が否決・不採択の場合、原案に対して諮りなさいということで念を押された。そうしないと、議事が非常に混乱するとのことだった。委員長報告に対して、反対の人、座っている人の中に必ずしも採択ではなく、一部採択、継続審査の人も混ざっている。ただ、それが何人混ざっているか分からない。それをもう一度、不採択の人は少数だが、次に採択の人数を数えるということとはできない。それは、一事不再議に抵触するとのことである。配付した議員必携の写しにも掲載されているため、今後、二宮町議会においてもこのような運用をしたいと思っている。委員長報告に対し、不採択・否決だった場合に、原案で諮るという原則を適用したいと思うがいかがか。

委員長 課長の説明でお分かりいただいたかと思うが、ご意見はあるか。

野地 質問である。本会議においては、全て原案に対して賛成か反対かということか。

庶務課長 委員長報告が採択・可決であれば、委員長報告に対して諮るといってかまわない。委員長報告に対して不採択・否決の場合は、委員長報告ではなく、原案に対して賛否を問う。その原案の賛成が多いか少ないかを見る。それが原則である。

添田 事前に分かっている場合はよいが、本会議で議長はどうやって、これには原案に対して採決すると言えるのか。何か理由を

もって言うのか。

庶務課長

理由とは、根拠法のようなことか。

添田

そうではなく、普通は、委員長の報告に賛成の人と聞くが、反対者が多いとなれば原案に対して採決するという理由である。

野地

委員会は本会議の前に行われており、そこでの可決・採択は決定事項であるため問題ないかと思う。

委員長

以前は全くこのようなことが無かったが、このメンバーになり、このような場面が多々見られるようになった。これからはそういうことでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

閉会 16時53分